

○農林水産省令第二十号

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項、第四条第二項、第五条第一項、第九条第一項、第十二条、第十四条及び第十六条第一項の規定に基づき、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

農林水産大臣 石破 茂

遊漁船業の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号を「徒手採捕」に改める。

第四条第一項第一号中「能力」を「行為能力」に改め、同項第二号中「書面」の下に「及び同条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面」を加え、同項第七号中「能力」を「行為能力」に改め、同条第三項中「証明書及び」を「証明書、」に改め、「修了証明書の写し」の下に「及び同条第二項

各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する別記様式第三号の二による書面」を加える。

第十条第一項第三号中「交付を受けた日」の下に「の属する年の翌年の一月一日（当該交付を受けた日が

一月一日である場合には、同日）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、遊漁船業務主任者となることができない。

一 法第十八条の規定による命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から二年を経過しない者

二 法第六条第一項第一号から第六号までのいずれかに該当する者

第十二条第二項第三号中「年月日」の下に「時」を加え、同項に次の一号を加える。

五 緊急時における連絡先

別記様式第一号を次のように改める。

表面

## 遊漁船業者登録申請書

証紙はり付け欄  
(消印してはならない。)

登録の種類	新規・更新	※登録番号	
		※登録年月日	年 月 日

この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。

年 月 日

申請者

印

知事 殿

フリガナ 氏名又は名称	
住所	郵便番号 (    -    )  電話番号 (    )    -
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	

法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名

フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）

申請時において既に受けている登録

裏面

未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	フリガナ 氏名		
	住所	郵便番号 (    -    )	電話番号 (    )    -
営業所の名称及び所在地			
フリガナ 名称		所在地 郵便番号 (    -    ) 電話番号 (    )    -	
法第12条に規定する者 (遊漁船業務主任者) の氏名			
フリガナ 遊漁船の名称	損害賠償措置 (磯等渡し 有・無)		
	保険契約又は共済契約 の名称	てん補限度額 及び旅客定員	保険期間 ( 年 月 日か ら 年 月 日まで)
他の都道府県知事の登録状況			
登 録 番 号		登 録 番 号	

備 考

- 1 ※印のある欄には、記入しないこと。
- 2 「新規・更新」については、不要なものを消すこと。
- 3 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。
- 4 「損害賠償措置」の欄については、磯等渡し（漁場における磯、いかだの上その他漁場における遊漁船以外の場所に利用者を案内し水産動植物を採捕させる業務をいう。）の「有・無」について、不要なものを消すこと。また、磯等渡しを行う場合にあっては、これに係る漁場において利用者の生命又は身体について生じた損害を賠償するための保険契約又は共済保険の内容についても記載すること。

誓 約 書

選任した遊漁船業務主任者は、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第10条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申 請 者

印

知事 殿

別記様式第四号（第五条関係）

(A4)

表面

登録番号			登録年月日	年 月 日
			有効期間満了年月日	年 月 日
フリガナ 氏名又は名称			未成年者である場合の 法定代理人の氏名及び 住所	郵便番号（ - ）  電話番号（ ） -
住 所	郵便番号（ - ）			
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名				
フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）		フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）

別記様式第四号を次のように改める。

裏面

営業所の名称及び所在地			
フリガナ 名称		所在地 郵便番号 (    -    ) 電話番号 (    )    -	
法第12条に規定する者 (遊漁船業務主任者) の氏名			
フリガナ 遊漁船の名称	損害賠償措置 (磯等渡し 有・無)		
	保険契約又は共済契約 の名称	てん補限度額 及び旅客定員	保険期間 ( 年 月 日か ら 年 月 日まで)

別記様式第六号を次のように改める。

<h2 style="margin: 0;">遊漁船業者廃業等届出書</h2> <p style="margin: 5px 0;">この届出書により、次のとおり廃業等の届出をします。</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年      月      日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">届出者</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">印</p> <p style="text-align: left; margin: 10px 0;">知事 殿</p>	
フリガナ 氏名又は名称	
住 所	郵便番号 (      -      )  電話番号 (      )      -
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年      月      日
廃止年月日	年      月      日
廃 止 の 事 由	
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 20px;"> <p style="margin: 0;">死亡</p> <p style="margin: 0;">合併により消滅</p> <p style="margin: 0;">破産手続開始の決定により解散</p> <p style="margin: 0;">合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散</p> <p style="margin: 0;">遊漁船業を廃止</p> </div>	

備 考

「廃止の事由」については、不要なものを消すこと。

別記様式第七号（第十四条関係）

別記様式第七号を次のように改める。

← 25センチメートル（遊漁船に掲げる場合にあっては16センチメートル）以上 →	
遊 漁 船 業 者 登 録 票	
氏名又は名称	
登録番号	
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
営業所の所在地	
遊漁船の名称	
遊漁船業務主任者の氏名	
損害賠償措置の保険期間	年 月 日から 年 月 日まで

合 40  
にセ  
あ  
ン  
チ  
てメ  
は1  
27ト  
セル  
ン（  
チ遊  
メ漁  
1船  
トに  
ル掲  
げ  
以  
る  
上場

備 考

- 1 「遊漁船の名称」は、遊漁船に掲げる場合にあっては、当該遊漁船の名称のみとする。
- 2 「遊漁船業務主任者の氏名」は、遊漁船に掲げる場合にあっては、当該遊漁船に乗り組む遊漁船業務主任者の氏名のみとする。
- 3 「損害賠償措置の保険期間」は、遊漁船に掲げる場合にあっては、当該遊漁船に係る損害賠償措置の保険期間のみとする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた遊漁船業の適正化に関する法律第四条第一項の規定に基づく登録の申請であつて、この省令の施行の際、登録又はその拒否の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の遊漁船業の適正化に関する法律施行規則による遊漁船業者登録簿及び遊漁船業者登録票の様式については、平成二十二年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に遊漁船業の適正化に関する法律第十二条の規定により遊漁船業務主任者として選任されている者に係るこの省令による改正後の遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第十条第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までは、なお従前の例による。